

開発行為と埋蔵文化財

埋蔵文化財は、一度破壊してしまうと二度と元に戻すことができません。周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の中で土木工事等を行う場合、事業主には文化財保護法に基づく届出等が義務付けられており、発掘調査など必要に応じた保存措置を講じなければなりません。埋蔵文化財包蔵地内での開発行為については、計画段階から教育委員会と協議するよう心掛けてください。

